**実施要領の訂正について**

　令和２年１２月１７日に公募開始しました島本町新庁舎建設基本・実施設計等業務公募型プロポーザルの実施要領について、誤りがありましたので訂正します。

　訂正箇所は、別紙「正誤表」のとおりです。

　また、この訂正に伴って、一次審査書類提出及び一次審査について下記のとおり取扱うこととしますので、ご了承ください。

（１）一次審査書類提出期限について

　　　　一次審査書類期限の延期はせず令和３年１月１２日（必着）のままとしますが、1月１２日までに到着した事業者には個別に連絡をさせて頂き、実施要領訂正に伴って提出書類の差替えを希望するかお伺い致します。

差替え希望の場合は、令和３年１月１６日（土）必着で差替書類の提出をお願い致します。

（２）修正前様式による提出書類の取扱い

　　　　令和３年１月１２日までに修正前様式を使用して提出した事業者の方で、差替えを希望しない事業者については、修正前様式のまま受理致しますが、審査においては、修正後の係数を用いて点数計算を行い、評価させていただきます。